

○大府市廃道敷等の事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、廃道敷等の処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、大府市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例（昭和45年大府市条例第40号。以下「条例」という。）、大府市財産管理規則（昭和46年大府市規則第4号。）及び大府市有財産事務取扱規程（昭和48年大府市訓令第2号。以下「規程」という。）に定めるもの並びに法第96条により市議会の議決を得て処分するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(処分対象財産)

第2条 この要領により処分することができる財産は、規程第3条第3項に規定する普通財産（以下「対象財産」という。）とする。

(処分の方法)

第3条 対象財産は、一般競争入札により処分する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、随意契約により処分することができる。

- (1) 旧里道、旧畦畔、旧水路等地形が狭長のため単独で利用することが不可能なとき。
- (2) 狭小な財産であり、かつ、使用されている状況からみて、市有財産として存置してもその使用が困難であると認められるとき。
- (3) 土地利用上、使用者が限定されるとき。
- (4) その他市長がやむを得ないと認めるとき。

(有償譲渡)

第4条 前条ただし書の規定により処分する財産は、原則として有償により譲渡するものとし、譲渡する額は、近隣売買実例価格、地価公示価格、不動産鑑定価格及び路線価を基に算出した額（以下「一般処分額」という。）とする。この場合において、利用一画地が500平方メートル以上のものについては、大府市有財産審査会に諮るものとする。

(交換譲渡)

第5条 財産を交換しようとするときは、条例第2条の規定により処分する。

(無償譲渡又は減額譲渡)

第6条 財産を無償で譲渡し、又は減額して譲渡しようとするときは、条例第3条の規定により処分する。

(特例による譲渡)

第7条 前条の規定にかかわらず、市道等の新設若しくは改良又は公共施設若しくは工場誘致（以下「市道等の新設等」という。）に関連すると認められるものに係る財産については、一般処分額に2分の1（特別の事情がある場合は、市長が定める率）を乗じて得た額で減額譲渡し、又は無償譲渡する。この場合において、市道等の新設等に関連することを示す書類がないときは、過去の経緯を尊重し、当時の役職者、現在その任にある者、地域関係者等の証言又は申立てによる約束事項について、総合的に確認するものとする。

(議会の議決等)

第8条 減額して譲渡し、又は無償で譲渡しようとする財産（第6条の規定により処分する場合を除く。）は、大府市廃道敷等に関する処分審査会で議決された後、法第96条第6号の規定により市議会の議決を得て処分するものとする。

（処分申請手続）

第9条 廃道敷等の処分（有償譲渡、交換譲渡及び無償譲渡をいう。）を申請する者（以下「申請者」という。）は、払下申出書（第1号様式）により、市長に申請するものとする。

2 市長は、第1項の申出書の提出があったときは、当該申出書に係る土地を調査し、その適否を決定し、申請者に通知しなければならない。

3 申請者は、前項の通知を受けたときは、払下要望書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 案内図（1／2500程度のもの）
- (2) 公図の写し
- (3) 現況平面図
- (4) 測量図
- (5) 現場写真
- (6) 隣接土地所有者承諾書（第3号様式）
- (7) 関係地所有者一覧
- (8) 登記事項証明書（要望地に地番のある場合に限る。）
- (9) 図面一式
- (10) 土地境界立会調書
- (11) 測量計算簿
- (12) 境界杭網図
- (13) トラバー計算書
- (14) 境界点座標計算書
- (15) 面積計算書
- (16) その他市長が必要と認める書類

（売買契約）

第10条 売買契約は、申請者を買受人とし、土地売買契約書により締結するものとする。

（費用の負担）

第11条 測量図の作成及び契約の締結に要する印紙並びに登記に要する登録免許税は、申請者が負担するものとする。

（土地代金等の納付）

第12条 申請者は、契約締結後、市の指定した納付書等により、土地代金、契約印紙及び登録免許税相当額（以下「土地代金等」という。）を納付するものとする。

（所有権移転登記）

第13条 市長は、申請者が土地代金等を完納した後、速やかに、所有権移転登記をするものとする。

（廃道敷等の貸付）

第14条 借地の開発行為を行うときは、借地期限が切れた後に既存道路を復元する必要

があり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第40条の規定による土地の帰属とせず用途廃止をした土地は、開発者に貸付けるものとする。

（貸付料）

第15条 土地の貸付料は、相続税評価額に100分の4を乗じて得た額を年額とする。

2 貸付料の算定は、用途廃止した面積から代替施設として新たに設置された公共施設の土地（帰属相当土地）の面積を差引いた面積に乗じて得た額とする。

3 貸付料の年額が、近傍の類似した民間の貸付料に比べて著しく高額又は低額であると認められるときは、当該民間の貸付料に比準してその額を決定することができる。

4 貸付の期間が1年に満たない場合は、前3項の規定により得た額を月割計算した額とする。

5 貸付の期間が1月に満たない場合は、前項の規定により得た額とする。

6 前5項の規定により得た額に100円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（委任）

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成元年2月1日より適用する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成10年9月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第9条関係）

受付者

払 下 申 出 書

年 月 日

大府市長 殿

（申請者）住 所

氏 名

大府市廃道敷等の事務処理要領第9条の規定により、次のとおり申請します。

物件の所在地	<input type="checkbox"/> 住宅地図 <input type="checkbox"/> 公図
申 出 理 由	

第2号様式（第9条関係）

払 下 要 望 書

年 月 日

大府市長 殿

申請者 住 所
氏 名
電 話
測量業者 氏 名
電 話

下記の物件について、払下げを受けたいので、大府市廃道敷等の事務処理要領第9条の規定により、次のとおり要望します。

物件の所在地	
内 容	(1) 財産種目 ① 道路 ② 水路 ③ その他 (2) 地目 () (3) 地積 (平方メートル) (4) 払下方法 ① 有償譲渡 ② 交換譲渡 ③ 無償譲渡
要望理由	

備考

1 添付書類

- ① 案内図（1／2500 程度） ② 公図の写し ③ 現況平面図
- ④ 測量図 ⑤ 現場写真 ⑥ 隣地承諾書 ⑦ 関係地所有者一覧
- ⑧ 登記事項証明書（要望地に地番のある場合に限る。）
- ⑨ 図面一式 ⑩ 土地境界立会調書 ⑪ 測量計算簿
- ⑫ 境界杭網図 ⑬ トラバー計算書 ⑭ 境界点座標計算書
- ⑮ 面積計算書 ⑯ その他市長が必要と認める書類

2 この要望書が受理された後、普通財産払下申請書及び登記書類を作成してください。

測量図の作成及び登記事務の手続きに係る費用は、申請者が負担し、登記後の諸税についても申請者が負担することを承知します。

年 月 日

申請者 住所
氏名

第3号様式（第9条関係）

隣接土地所有者承諾書

年 月 日

殿

隣接土地所在地
承諾者 住 所
氏 名
電話番号

印

私は、下記土地において貴殿（社）が、土地の払下げを受けるにあたり、隣接土地所有者として異議ありませんので、承諾します。

記

土地の表示(住所)	
地 目	
地 積	平方メートル
行為の目的	
条 件	